

## 第7回 起草委員会 論点確認事項

時間：平成20年11月20日（木） 18時08分～21時07分

会場：職員会館3階会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

### ■運営調整部会での確認事項について

- 11月25日までに各策定委員からの意見は必着とし、26日までに事務局でとりまとめる。
- 下位条例などの論点については、12月9日以降に議論する。
- パブリックコメントは第9回起草委員会以降に確認する。

### ■前文

- 川口らしさを条文に出すというのは、条文の形式自体にか、それとも前文の記載内容か。

→第4部会が既存事例にない形の形式を一度発表した、編集委員会では採用されなかったため、ここでは後者を指すのではないか。

- 市の地域コミュニティの希薄化の問題については、前文でも触れるほうがよい。
- 憲法の前文は憲法の全ての文字数からいけば、その17分の1程度の文字数だ。他の自治体もこの程度の長さだ。一方、例えば第1検討部会から出されている前文は素案の文字数の半分程度を占めている。
- 前文について検討する際は、こうした憲法等の前文の長さが参考になると思われる。
- 各部会から寄せられている「おやかそだち」のような独創的なコンセプトについても、前文に可能な限りエッセンスを取り込むこととしたい。

□検討事項 憲法などの前文の長さを参考に、今後前文を検討する。

### ■コミュニティ

- 素案の25条は説明会などの具体的な手法が書かれており、全体から言えばバランスが悪いと思う。ここは抽象的にとりまとめてはどうか。

→編集委員会でこだわっている人がいたり、またイメージがしやすいといういい面もある。このままにしたい。

### ■住民投票

- 素案からは常設型の条例を設ける必要性が示されていることが想定される。しかし、発議要件などの規定は、住民投票を実際に実施する段階で必要なものであり、自治基

本条例ではなく、個別条例に反映されればよいと考えられる。

- 「しなければならない」という規定は、細かな発議要件に対しては使えるが、これがない段階では「できる」規定でないとおかしいと思われる。実際、発議要件がない場合は、どの自治体でも「できる」規定になっている。
- 住民投票の発議要件は今回の策定委員会の作業のなかで決めきることはいかない。発議要件を詳細に設けることを求める声には応えにくい。
- 個別条例で住民投票について詳細に規定するにしても、編集委員会の議論からは、それがいつの時点で行われるのかはゆるやかであっても逐条解説で示したほうが良いと思われる。
- 住民投票条例自体の設置に期限を設けることは難しいとしても、住民投票条例を検討する委員会は速やかに設置するなどを、逐条解説に記述してはどうか。

□検討事項 発議要件は、個別条例で規定されるべきものであるため、自治基本条例の条文中には設けない。発議要件がない以上、住民投票に関して「しなければならない」という表現もつかわない。ただし、住民投票条例を検討する委員会を速やかに設置することについては逐条解説に記述する。といった方針を継続して検討する。

#### ■議会

- 会派について明記すべきとの意見が策定委員から出ているが、政党により会派が明確に分かれている点は、川口市の特徴であるため、会派を条文に明記してもいいのではないか。
- 政党による会派は市民全体を代表するというよりは、その政党を支持する人を代表する部分もあると思われる。こうした性質の組織を自治基本条例のような市民全般に関わる条文に掲載することはためられるのではないか。ただし、川口市の特徴なので継続して検討したい。

□検討事項 会派については、川口市の特徴でもあるため、継続して検討する。

以上